

2021 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 GRCS
代 表 者 名 代表取締役社長 佐々木 慈和
(コード番号：9250 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役管理部長 田中 郁恵
(TEL. 03-6272-9191)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021 年 10 月 14 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 150,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (2021 年 10 月 28 日の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 2021 年 11 月 17 日 (水曜日)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2021 年 11 月 9 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社 SBI 証券、あかつき証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2021 年 11 月 9 日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 2021 年 11 月 10 日 (水曜日) から
2021 年 11 月 15 日 (月曜日) まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2021 年 11 月 18 日 (木曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 176,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号
ニッセイ・キャピタル 7 号投資事業有限責任組合 110,000 株
岩手県盛岡市中央通一丁目 2 番 3 号
岩手新事業創造ファンド 1 号投資事業有限責任組合 66,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 48,900 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号
野村證券株式会社 48,900 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 150,000 株

② 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 176,000 株
オーバーアロットメントによる売出し 48,900 株 (※)

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2021 年 11 月 1 日 (月曜日) から
2021 年 11 月 8 日 (月曜日) まで

(3) 価 格 決 定 日 2021 年 11 月 9 日 (火曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募 集 ・ 売 出 期 間 2021 年 11 月 10 日 (水曜日) から
2021 年 11 月 15 日 (月曜日) まで

(5) 払 込 期 日 2021 年 11 月 17 日 (水曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日 2021 年 11 月 18 日 (木曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主である佐々木慈和（以下、「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、野村證券株式会社は、48,900 株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエアオプション」という。）を、2021 年 11 月 26 日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村證券株式会社は、2021 年 11 月 18 日から 2021 年 11 月 24 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数	1,159,000 株
公 募 に よ る 増 加 株 式 数	150,000 株
増 加 後 の 発 行 済 株 式 総 数	1,309,000 株

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行による手取概算額 444,760 千円（＊）については、運転資金として①専門人材等の採用関連費用、②システム関連費用及び③マーケティング費用、借入金返済資金として④金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。

当社は、事業規模拡大のため、人材が最も重要な経営資源であると考えております。ガバナンス、リスク、コンプライアンス（以下 GRC という。）及びセキュリティの視点に着目し、「ガバナンスの DX 化」を推進する上では、変化する社会情勢を把握し、顧客ニーズに応じた様々なサービスの提案やコンサルティングができる専門人材が求められております。そのため、積極的な採用活動により専門人材を確保し、サービスの品質向上に努めてまいります。これら採用により増加する人員を管理するためには、今まで以上の精度や頻度で人員の稼働率等を把握する必要があり、システムの更なる整備が必要であると考えております。加えて、欧米と比較して GRC 及びセキュリティの領域における対策が遅れている日本国内において、まずは、マーケティングを通じて当社サービスの必要性や認知度の向上を図ることで収益拡大に繋げていく方針であります。以上のように、調達資金を運転資金に充当する予定であります。

また、手許資金の流動性確保や金融機関との関係性等、財務基盤の強化が重要であることから、借入金返済資金に充当する方針であります。

具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

① 採用関連費用

顧客ニーズに応じて行う様々な提案の専門性及び品質の向上を図るため、主に GRC 及びセキュリティの各領域に精通したコンサルタントやエンジニアといった専門人材等を獲得する採用関連費用として、48,000 千円（2022 年 11 月期に 22,000 千円、2023 年 11 月期に 26,000 千円）を充当する予定であります。

② システム関連費用

プロジェクト管理及びコンサルタント・エンジニア人員の稼働率等を今まで以上の精度や頻度で把握するため、管理体制の整備や業務を効率化するシステム関連費用として、92,000 千円（2022 年 11 月期に 40,000 千円、2023 年 11 月期に 52,000 千円）を充当する予定であります。

③ マーケティング費用

個人情報の規制強化やテレワークの急拡大等、外部環境の変化とともに各企業が抱える課題に対して、当社が行う事業の必要性を啓蒙し、GRC 及びセキュリティに対する意識向上を図りつつ、新規顧客を獲得するためのマーケティング費用として 32,000 千円（2022 年 11 月期に 15,000 千円、2023 年 11 月期に 17,000 千円）を充当する予定であります。

④ 借入金の返済

借入金利の上昇や期限の利益の喪失等のリスクを低減し、財務体質及び経営基盤の安定化を図るため、金融機関からの借入金の返済として、256,123 千円を 2022 年 11 月期に充当する予定であります。なお、財務制限条項が付された借入金を優先的に返済する方針であります。

また、残額につきましては、当社の事業規模拡大のための人件費など上記以外の運転資金に充当する方針であります。具体化している事項はありません。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

＊有価証券届出書提出時における想定発行価格 3,270 円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。企業の成長と経営基盤の強化を図るため、内部留保を確保しつつ、株主に対する継続的な配当を基本方針としております。しかしながら、当社は成長過程にあり、株主への長期的な利益還元のためには、財務体質の強化と事業拡大のための投資等が当面の優先事項と捉え、これまで配当を実施しておりません。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業展開並びに経営基盤の強化に役立て、将来における株主の利益確保のために備えてまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後につきましては、各事業年度の経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく予定ですが、現時点において配当実施の可能性及びその時期については未定であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2018 年 11 月期	2019 年 11 月期	2020 年 11 月期
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	△305,684.38 円	△63.87 円	40.03 円
1 株 当 たり 配 当 額 (1 株 当 たり 中 間 配 当 額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実 績 配 当 性 向	－%	－%	－%
自 己 資 本 当 期 純 利 益 率	－%	△344.2%	52.9%
純 資 産 配 当 率	－%	－%	－%

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

4. 2018年11月期の自己資本当期純利益率については、債務超過のため記載しておりません。

5. 当社は、2019年11月25日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、2019年11月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

6. 上記5.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2018年11月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2018年11月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、仰星監査法人の監査を受けておりません。

	2018 年 11 月期	2019 年 11 月期	2020 年 11 月期
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	△152.84 円	△63.87 円	40.03 円
1 株 当 たり 配 当 額 (1 株 当 たり 中 間 配 当 額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人である佐々木慈和並びに当社株主である合同会社 Trojans、塚本拓也、田中郁恵、三木聡及び久保恵一は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2022年2月15日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、売出人であるニッセイ・キャピタル7号投資事業有限責任組合並びに当社株主である板倉聡、ひまわりG4号投資事業有限責任組合、イノベーション・エンジン産業創出投資事業有限責任組合、稲津暢、加藤裕之、岩手新事業創造ファンド2号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合、神先孝裕及び大久保敦は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2022年2月15日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記2. の引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2022年5月16日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による募集株式発行、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。